

大会宣言

我が国の労働災害は、多くの関係者のたゆみない努力により、長期的には減少傾向にあるものの、今なお年間五十五万人の労働者が被災し、千五百人を超える人々の尊い生命が失われている。また、一度に多数の労働者が被災する重大災害や中小規模事業場における労働災害発生件数は依然として高い水準にあるなど予断を許さない状況が続いている。

一方、昨年の業務上疾病による被災者は八千二百余人であり、二十年前に比べ約半数に減少したものの、石綿による肺がん、中皮腫の労災認定件数が近年増加しているなど職業性疾病の発生は後を絶たず、健康診断の結果、何らかの所見を有する労働者の割合は増加を続けており、脳・心臓疾患に係る労災認定件数も高水準で推移し、減少傾向が見られない。さらに、仕事や職場生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合も高水準にあり、業務によるストレスなどにより精神障害を発症する事案が多発している。

これらの状況に対応し職場における安全衛生対策の一層の推進を図るため、リスクアセスメントの実施等の努力義務化や長時間労働者への医師による面接指導の実施等を内容とした改正労働安全衛生法が本年四月から施行された。また、石綿等の製造等の禁止など石綿による健康障害防止対策の強化も図られた。

いかなる時代にあつても「安全と健康の確保はすべてに優先する課題である」ことを再認識し、経営トップをはじめ関係者全員が、労働災害の撲滅に向けて努力を続けていかなければならない。

このため、労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入、定着に努め、ゼロ災害全員参加運動の普及拡大を図り、企業の自主的な安全管理活動を一層強化するとともに、過重労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策、化学物質管理対策、健康の保持増進対策、安全衛生教育の充実等により、すべての職場における安全衛生水準の更なる向上を目指す必要がある。

本大会を契機に、全ての関係者が心を新たにし、全員の英知と力を結集し、安全で健康・快適な職場づくりに向けて全力を挙げて邁進することをここに誓う。

右、宣言する。

平成十八年九月二十日

第六十五回全国産業安全衛生大会